

由良町学童保育

避難確保計画

対象災害：水害（洪水・津波）
土砂災害（がけ崩れ）

【施設名： 由良町学童保育 】
住所：由良町大字里166番地 由良小学校内

令和 3 年 2 月 作成

様式編 目次

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式 1	2
2	計画の報告	様式 1	2
3	計画の適用範囲	様式 1	2
4	防災体制	様式 2	3~6
5	情報収集・伝達	様式 3	7
6	避難誘導	様式 4	8
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式 5	9
8	防災教育及び訓練の実施	様式 5	9
9	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式 6	10
10	防災体制一覧表	様式 7	11
-	施設周辺の避難地図	別紙 1	12

様式 1

1 計画の目的

この計画は、本施設の児童の洪水時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や児童に対して、洪水・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を由良町長へ報告するものとする。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

施設の状況

	平 日		休 日	
	児童	施設職員	児童	施設職員
昼 間	約 12 名	約 2 名	約 3 名	約 2 名
夜 間	約 5 名	約 2 名	約 1 名	約 2 名

※昼間は日の出から日の入りまでの時間とする。

※夜間は日の入りから閉所までの時間とする。（延長保育利用可能児）

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、本計画を定期的に見直すものとする。

● 事前休所の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、臨時休所とする。

学校登校後又は学童保育開所前に、全県下又は 由良町 に以下のいずれかが発令されている場合は、臨時休所とする。

大雨警報又は特別警報

暴風警報又は特別警報

洪水警報

津波警報

※利用する児童の通学時間も考慮して、休所の判断をする。

様式 2

4 防災体制

(1) 洪水

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・由良川（里地点）氾濫注意情報発表	注意体制確立 レベル 2	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報発表 ・由良川（里地点）氾濫警戒情報発表（水位：1.8m）	警戒体制確立 レベル 3	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ・由良川（里地点）氾濫危険情報発表（水位：2.7～3.0m）	非常体制確立 レベル 4	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

レベル 2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されないので、雨の降り方等により自動的な判断に基づき体制を確立することも必要である。



レベル 3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。



レベル 4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域であるため、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

大型台風

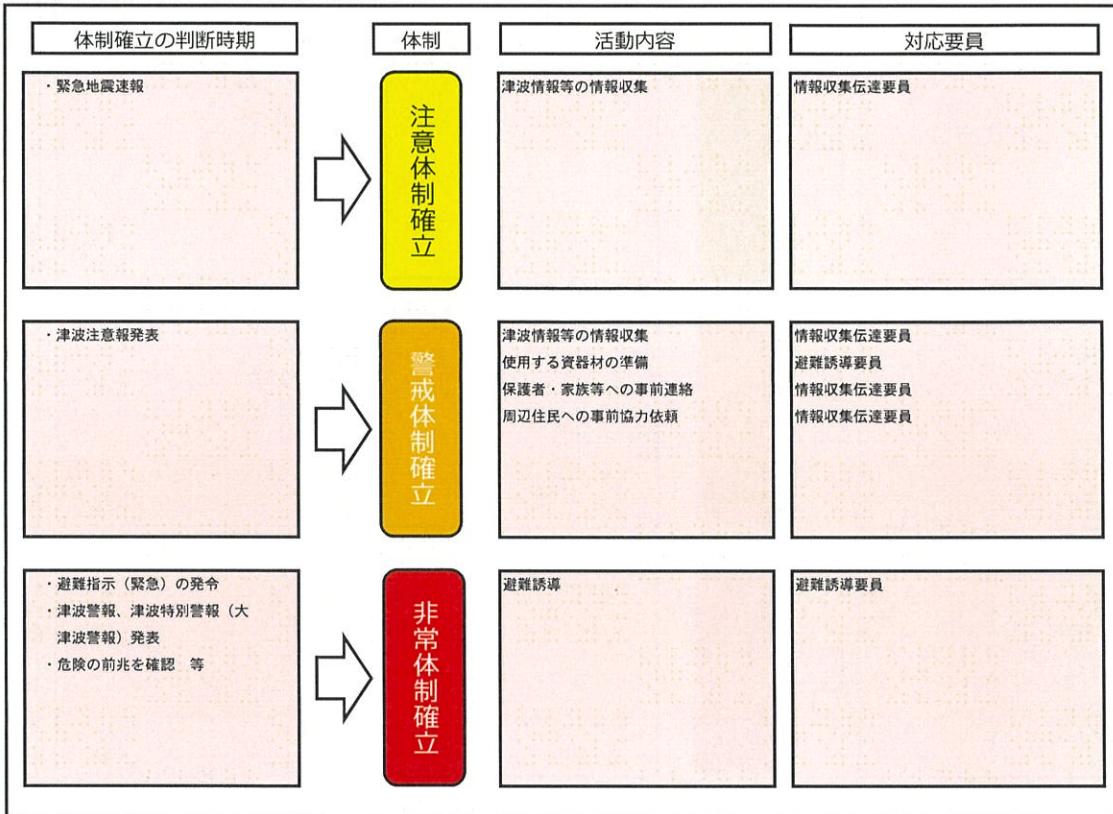
大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、小学校と連携して早めに避難を開始する。

(2) 津波

津波到達時間が短い場合

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報及び避難情報等をもとに設定する。津波の場合では、避難情報等は必ずしも発令されないので、地震の大きさ等により自動的な判断に基づき体制を確立することも必要である。



警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。



非常体制

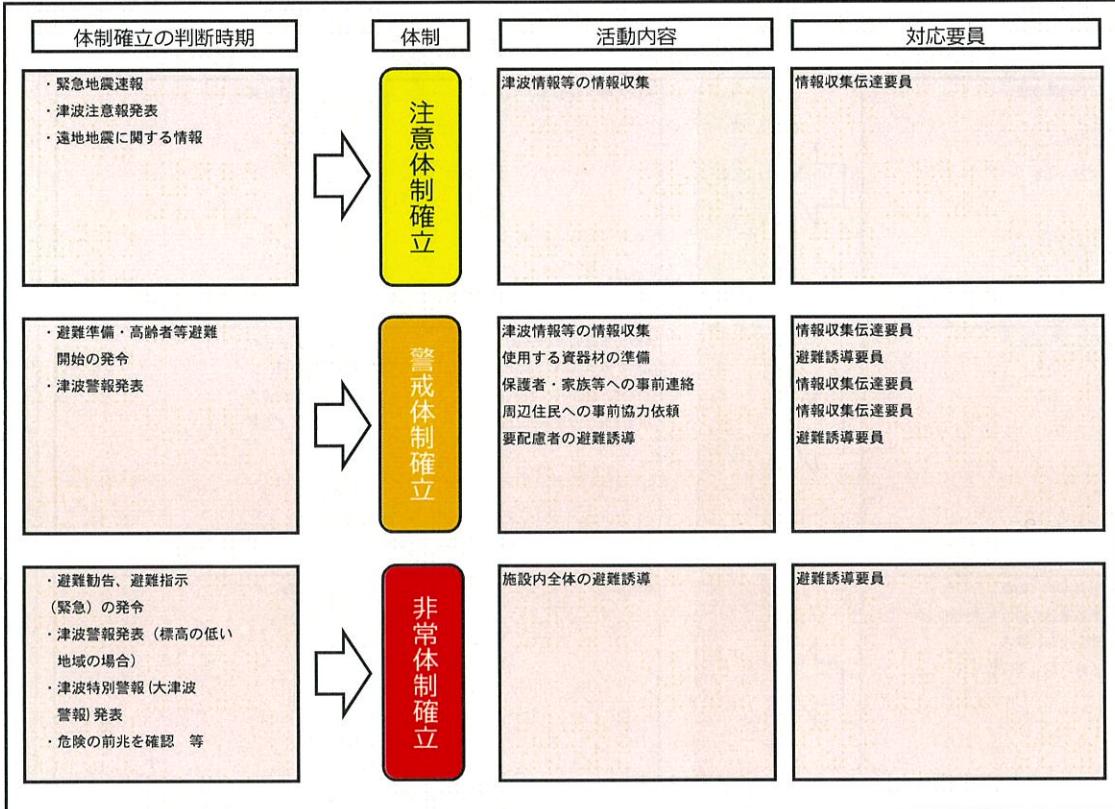
- ・避難誘導を開始する。

様式 2

津波到達時間が長い場合

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報及び避難情報等をもとに設定する。津波の場合では、避難情報等は必ずしも発令されないので、地震の大きさ等により自動的な判断に基づき体制を確立することも必要である。



警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。



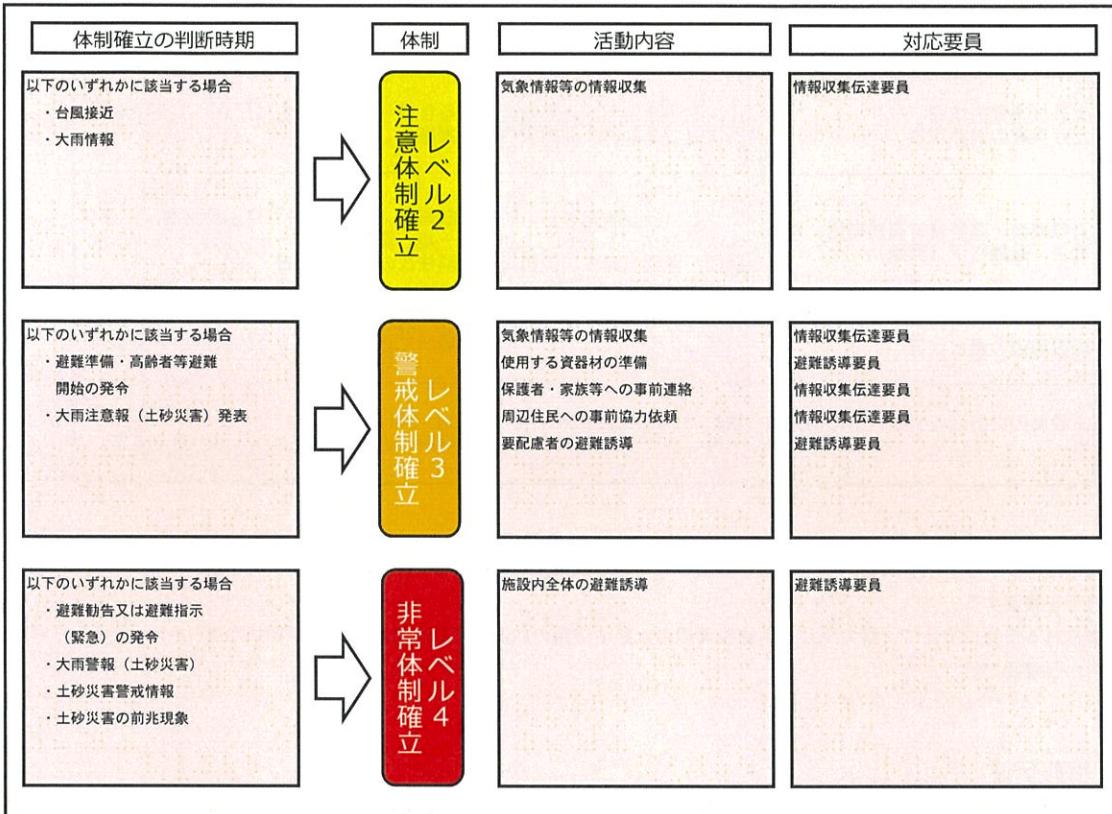
非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

(3) 土砂災害

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



レベル 2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、土砂災害警戒情報及び避難情報等をもとに設定する。雨の降り方や土砂災害の前兆現象等により自動的な判断に基づき体制を確立することも必要である。



レベル 3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。



レベル 4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域であるため、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、小学校と連携して早めに避難を開始する。

様式 3

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象警報、津波情報	テレビ（行政放送等）、防災行政無線（Jアラート、戸別受信機）、ラジオ、インターネット、由良町からの配信FAX等の受信
洪水予報、水位到達情報	インターネット（和歌山県河川課等のウェブサイト）
土砂災害警戒情報 土砂災害の前兆現象	インターネット、施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	テレビ（行政放送等）、防災行政無線（Jアラート、戸別受信機）、ラジオ、インターネット、エリヤメール、緊急速報メール、防災メール、消防団・警察・自主防災組織や近隣住民の声かけなど
施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視 (但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)
施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視 (但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)

停電時は、ラジオ、パソコン、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、充電器等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

別に定める「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には、別に定める「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、児童の保護者・家族等に対し、「○○○（避難場所）へ避難する。児童の引き渡しは○○○（避難所）において行う。児童の引き渡し開始は○○時頃とする。」旨を連絡する。

様式 4

6 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

洪水・土砂災害の場合は原則、由良町小学校3階以上（垂直避難）へ避難する。ただし、休日開所の場合は本施設の2階以上へ避難する。

津波の場合は原則、興國寺（浸水想定区域外の施設への水平避難）へ避難する。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	自転車	車両
施設名（洪水）	由良小学校（校舎3階以上）	10 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台
施設名（津波）	興國寺	2,000 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台
施設名 (土砂災害：がけ崩れ)	由良小学校（校舎3階以上）	10 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	自転車	車両
施設名（洪水）	由良小学校（校舎3階以上）	10 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台
施設名（津波）	興國寺	2,000 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台
施設名 (土砂災害：がけ崩れ)	由良小学校（校舎3階以上）	10 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	由良小学校（校舎3階以上）	3 階	階段
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	由良小学校（校舎3階以上）	3 階	階段

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

3) 近隣の安全な場所※

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所
興國寺に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒別紙 1

様式 5

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりとする。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

由良町立由良小学校は避難場所に指定されているため、住民の避難も考慮して対応する必要があるので、災害対策本部と連携を密にする必要がある。

避難確保資器材一覧

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、パソコン、ファックス、携帯電話、 懐中電灯、電池、携帯電話用充電器
避難誘導	名簿（施設職員、児童）、携帯電話、懐中電灯、 携帶用拡声器、電池式照明器具、電池、 携帯電話用充電器、ライフジャケット
施設内の一時避難	寝具、防寒具
衛生器具	タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏

浸水を防ぐための対策

土のう

土砂災害に対する避難を確保するための対策*

自家発電機、携帶用拡声器

*事前の対策

8 防災教育及び訓練の実施

毎年8月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する研修を実施し、併せて避難訓練を実施する。

様式 6

9 外部機関等の緊急連絡先一覧表

機関名		電話番号	FAX番号
防災行政機関	由良町教育委員会教育課	0738-65-1800	0738-65-3290
	由良町総務政策課	0738-65-1801	0738-65-0282
	由良町住民福祉課	0738-65-0201	0738-65-3507
	日高広域消防事務組合	0738-63-1119	0738-63-3627
	御坊警察署	0738-23-0110	
医療機関	竹内医院	0738-65-0075	
	玉置クリニック	0738-65-1511	
	ひだか病院	0738-22-1111	
	北出病院	0738-22-2188	
	整形外科北裏病院	0738-22-3352	
	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	0738-22-3256	
ライフライン	電気 関西電力御坊営業所	0800-777-8073	
	ガス 田村ガステック	0738-66-0024	
	水道 由良町上下水道課	0738-65-1804	0738-65-2977
	通信 NTT西日本和歌山支店	0120-939-029	

様式 7

10 防災体制一覧表

由良町教育委員会教育課		
	担当者	役割
情報収集 伝達要員	要員 (放課後児童支援員) 補佐 (補助員)	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導要員	要員 (放課後児童支援員) 補佐 (補助員)	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別紙 1

【施設周辺の避難地図】

洪水時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保 (垂直避難)
	避難場所（浸水区域外）	避難場所（指定緊急避難場所）	
洪水	由良小学校（校舎3階以上）	由良小学校（校舎3階以上）	由良小学校校舎3階
津波	興國寺	興國寺	
土砂	由良小学校（校舎3階以上）	由良小学校（校舎3階以上）	由良小学校校舎3階



※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

